

平成23年10月11日

川口市議会 議長
篠田 文男 様

派遣(団)名 平成23年度先進都市行政視察
代表者氏名 杉本佳代

議員派遣報告書

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 派遣目的 | <u>①補助金公募制度の導入についての調査</u>
<u>②市税及び税外債権の滞納整理についての調査</u>
<u>③市民参加条例の制定についての調査</u> |
| 2 派遣場所 | <u>①愛媛県新居浜市 ②香川県善通寺市 ③兵庫県相生市</u> |
| 3 派遣期間 | 平成23年10月4日(火)～6日(木) (3日間) |
| 4 派遣議員 | 杉本 佳代、柳田 つとむ、若谷 正巳 |
| 5 概要 | 別添のとおり |

議員視察報告書

杉本佳代

平成 23 年 10 月 4 日

新居浜市

【補助金公募制度について】

1. 市の概要

新居浜市は、人口規模 125000 人、四国愛媛県の東部に位置した瀬戸内海に面する温暖な気候の地域である。

2. 導入の経緯

今回の視察テーマは補助金の公募制で、補助金の在り方をはじめ、いかに有効に地域の活性化のために補助金が利用されることが適切かを調査するための訪問であった。新居浜市の補助金公募制導入のきっかけは、平成 16 年に発生した台風 15 号による大規模な災害の復旧工事のために大幅な財源不足となったことによるものである。この時財政調整基金は 41 億円⇒22 億円と減額された。翌年 17 年の補助金に関しては原則ゼロからの見直しを強いられることとなった。しかし、一律に補助金が削減されたのではなく、部局によって食い違いが生じ補助団体によって補助金が支出されたケースとそうでないケースが生じたことから、補助団体から公平性を欠くとの不満が募り、補助金公募制度を導入することとなった。

3. 制度の創設

補助金公募制度の内容は、①補助金見直し統一基準の設定②補助金審査会の設置③HP などへの情報公開④補助金財源枠の明確化（市税収入の 4%）の 4 つである。公金支出については公平かつ透明性を維持すべきというのが基本方針であり、市民参加を促すものであった。

この制度は申請団体に提携の申請書を提出させ、補助事業の内容等を詳細かつ明確に表現させるものであるため、申請団体は審査に認定されるために試行錯誤してアイデアを考え、予算の使用目的も明確化することから無駄な費用も削

減できる。

4. 制度の見直し

平成20年に制度見直しをおこなった際にも補助金公募制度は継続されることが確認され、旧制度の見直しを図るとともに一方で3年間の時限制度とされた。その後平成23年度も再度の見直しを行ったうえで、この制度は継続されることが確認された。

見直しの内容は次の通りである。

- (ア)公開審査による「公開審査補助金」と「市が認定する補助金」の2種類とした。←市民にとってどうしても欠かすことのできない祭りなどは市が認定する方が手間がかからないことと、好ましいとの判断から。
- (イ)同時に審査会と市との間で役割分担することとした。
- (ウ)審査会が公開する補助金だけを対象とした補助金枠（前年の実績に税収の伸び率を反映したもの）を設定した。
- (エ)一次審査（公益性、妥当性、効果効率性の審査）で十分な点数が得られなくても二次審査（公開プレゼンテーション）の対象とすることでより新しいアイデアに対しても補助金を付けることを可能とした。
- (オ)より多くの団体の事業を採択するために一団体当たりの申請件数を4件に制限した。
- (カ)

5. 感想

自治体の財源が枯渇する現在においても地域住民の活性化に向けた取り組みを促すシステムは大切であると思われるが、現状は、既成団体へのお決まりの補助金枠がその大多数を占めており、新しい取り組みなどを助長するシステムが確立されていないところ、新居浜市の補助金公募制度は見習うべきところが多いと感ずる。2度に渡り見直しを行いながら洗練された制度となっていることからぜひ参考にして本市としても検討されたい。

平成 23 年 10 月 5 日

善通寺市

【滞納債権整理取り組み】

1. 市の概要

人口規模 33,700 人、総面積 40 平方キロメートルの小規模な市である。香川県の西北部に位置し、自衛隊をはじめ、国立病院や大学などの公共機関が多い独特な市街地を形成している。

2. 視察内容選定の経緯

川口市は埼玉県でもワースト順位になってしまうほど、税、税外ともに滞納額が多い市である。自治体における債権回収は、そのまま自主財源に結びつくことから、重要であり「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が平成 12 年 4 月に施行され、地方自治体はより自主的・自立的財政運営を行うことが求められている。平成 19 年度からは大幅な地方への財源移譲もあり地方税収の占めるウェイトはますます重くなっているといえる。

本市においても国民健康保険税を含む市税滞納、市営住宅使用料滞納など様々な滞納事例を聞いている。行政が行う回収が十分に機能してこなかったことも原因の一つである。このような状況を放置すれば、納税者の地方税に対する不公平感は増大し、地方行政への信頼を著しく損ねることとなる。

そこで、今回善通寺市における徴収専門職員の確保とその、専門知識やノウハウが蓄積を調査することとした。

3. 徴収体制改善のポイント

市税の滞納整理を円滑にするためのポイントは次の 4 つである。①専門性（徴収吏員は幅広い法律知識や金融知識等を持つ必要がある）②継続性（市税の大半の税目は反復して発生するため納税者の担税能力に関わらず毎年賦課されて新たな債権となるため一人の滞納者に対し継続的な納付管理が必要とされるところ、3 年程度で移動する市職員の管理では不十分）③普遍性（職員の地縁血縁等により十分な滞納整理ができないことがある）④広域性（現在の徴収方法の事務が多様化しており少数の職員では対応できないところ行政改革により職員数は減少傾向にありスケールメリットを活かした広域化が必要）

4. 善通寺市の取り組み

善通寺市では徴収専門官を中心とした徴収改革を構想した。外部（国税職員や民間（クレジット会社など）の職員）をヘッドハンティングし、民間での債権

回収の実務経験を活かし、債権機構が行う滞納処分のための①財産調査②債権回収計画③実行した。また、これらの専門職員を中心において債権管理1課(税)、2課(税外)の専門部署を設置した。

また、納付書を工夫することにより大幅な収納率向上につながったとのことである。

様々な取り組み(資料参照)により平成17年度に89.74%だった収納率は22年度93.68%まで上昇した。

5. 感想

平成12年より滞納整理に関して市長命令で動き出したとのことで市の体制整備もさることながら市としての「やる気」にかかっているのだと強く感じた。また、税はあくまでも自主納付が国民の義務であるとの姿勢から、自主納付している市民との公平性を確保するため、臨戸徴収を廃止したとのことで、これも課長職までも臨戸徴収を実施したとしている本市と比較して姿勢の違いを感じる。専門部署の設置により債権回収目標を月例の数値目標とし、職員が明確な意識を持っている点も注目したい。何より職員が自信を持って説明している様子に感銘を受けた。川口市の累計滞納額(時効を除く)は100億円にも達しようとしているところ、普通市のおよそ4%の収納率向上は本市に置き換えると多額であることからその手法を十分に調査研究し実行に移していただきたいと感じた。

平成 23 年 10 月 6 日

相生市

【市民参加条例制定について】

1. 市の概要

相生市は、兵庫県の南西部に位置し、姫路市にもほど近いベッドタウンである。人口は 31000 人規模である。瀬戸内独特の穏やかな気候である。

2. 視察経緯

本市では川口市自治基本条例を制定し、その後の条例整備が検討されているところである。そんな中、市民参加条例が相生市でどのように作成され現状はどのようなものであるかを調査した。

3. 市民参加条例制定の目的

市民の主体性を尊重し、市民の意向をまちづくりに反映させるために市政情報の提供と広聴活動の充実を図りまちづくりへの市民参加を促進し、市民と行政とのパートナーシップを図ることを目的としている。

4. 条例の内容

目的では市民参加、協働、市民意見提出制度の導入を取り入れている。そのため市は積極的な情報提供と市民が参加しやすい環境づくりを役割として掲げている。特色は市民投票に関する条項であるが、市民投票をするにあたっては市政の重要事項について広く市民の総意を問う場合とされており、一見すると抽象的であるが具体的に規定することで当該事項についてしか市民投票が実施されないこととなると市民の権利を狭める結果となる可能性があることからこのような表現に納めたとのことである。

5. 感想

相生市では市民参加条例により特段に変わったことはなく、市民投票も行われたことはないとのことであった。非常に保守的な市民性のように感じられた。市民オンブズマン等もないとのことであった。

人口が減少傾向にあり、特に人口の流動化や高齢化が進む傾向にあることから「子育て応援都市宣言」を行い非常に手厚い子育て支援策に取り組んでいる。自治体規模が小さいからできる内容であったり、「とりあえず作ってみた」という感じが歪めない内容であったように思う。